

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月三十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第二十号

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「一級十三号給」を「二級二十一号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。